

佐賀県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年十二月十八日から平成二十二年一月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	佐賀市嘉瀬町大字十五字古籠二二三番三地从先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字古籠二二九九番三地从先まで	平成二一・一二・一八